第十条第二項中「百分の二十一を」を「百分の二十三を」に改め、同項の表中欄を次のように改める。

百分の四	百分の五・五
百分の七	百分の四・五
百分の十一	百分の三・五
百分の十五	百分の三・五
百分の十九	百分の二
百分の二十三	

第十条の二第二項中「百分の五を」を「百分の五・五を」に改め、同項の表第三欄を次のように改める。

感染症看護等手当	業務一日につき二百九十円
自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師	

第十二条第二項中「、百分の四十五・五」を「百分の四十五・五、防衛大臣の定める艦船の乗組員にあつては百分の三十」に改める。

附則第八項中「百分の二十一」を「百分の二十三」に改める。

附則第十一項中「百分の五」を「百分の五・五」に改める。

附則第十九項中「下位となる者にあつては基準級に係る」の下に「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第八十四号。以下「平成二十三年改正令」という。）による改正前の」を、「こととなる者にあつては基準級に係る」の下に「平成二十三年改正令による改正前の」を加える。

附則第二十項中「前日における」及び「額が」の下に「平成二十三年改正令による改正前の」を加える。

附則第二十二項中「同日における」の下に「平成二十三年改正令による改正前の」を加える。

別表第五分べん取扱手当の項の次に次のように加える。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　菅　**直**人

府　令

○内閣府令第十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第一項及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十五条」に、「第三十四条―第三十八条」を「第三十六条―第四十条」に、「第三十九条―第四十六条」を「第四十一条―第四十九条」に、「第四十七条―第四十九条」を「第五十条―第五十二条」に、「第五十条」を「第五十三条」に、「第五十一条―第七十六条」を「第五十四条―第七十九条」に、「第七十七条―第九十七条」を「第八十条―第百条」に、「第九十八条―第百十七条」を「第百一条―第百二十条」に、「第百十八条―第百四十六条」を「第百二十一条―第百四十九条」に、「第百四十七条―第百五十六条」を「第百五十条―第百五十九条」に、「第百五十七条」を「第百六十条」に改める。

第十九条を次のように改める。

（情報技術犯罪捜査指導室）

第十九条　生活安全局情報技術犯罪対策課に、情報技術犯罪捜査指導室を置く。

2　情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号、第二号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

3　情報技術犯罪捜査指導室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、情報技術犯罪捜査指導室の事務を掌理する。

第二十四条を次のように改める。

（特殊詐欺対策室）

第二十四条　刑事局捜査第二課に、特殊詐欺対策室を置く。

2　特殊詐欺対策室においては、令第二十四条第一号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務をつかさどる。

3　特殊詐欺対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、特殊詐欺対策室の事務を掌理する。

第百五十七条を第百六十条とする。

第二章第三節第二款中第百五十六条を第百五十九条とし、第百五十五条を第百五十八条とする。

第百五十四条中「第百三十七条第三号」を「第百四十条第三号」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百五十三条中「第百三十六条各号」を「第百三十九条各号」に改め、同条を第百五十六条とする。

第百五十二条中「第百三十五条各号」を「第百三十八条各号」に改め、同条を第百五十五条とする。

第百五十一条を第百五十四条とし、第百五十条を第百五十三条とする。

第百四十九条中「第百三十四条各号」を「第百三十七条各号」に改め、同条を第百五十二条とする。

第百四十八条を第百五十一条とし、第百四十七条を第百五十条とする。

第二章第三節第一款中第百四十六条を第百四十九条とし、第百四十五条を第百四十八条とする。

第百四十四条中「第五十六条及び第五十七条」を「第五十九条及び第六十条」に改め、同条を第百四十七条とする。